

# ごみ処理広域化基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

前橋市環境部ごみ政策課

ごみ処理広域化基本構想の策定に当たり、ごみ処理施設建設に関する豊富な知識及び経験並びに高度な企画、調整能力及び専門的技術力を必要とすることから、プロポーザル方式により、最適な者を契約候補者として選定するため、必要な事項を定めます。

なお、本業務委託の実施に当たっては、令和8年度前橋市当初予算の成立を条件とします。

## 1 業務の趣旨及び目的

本業務は、前橋市（以下「本市」という。）、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町（以下「5市町」という。）における、ごみ処理広域化の検討に当たり、施設整備計画に加え、エネルギーの利活用、収集運搬体制の最適化、中継施設の検討等、複数自治体にまたがる総合的な構想を策定するとともに、焼却施設及びリサイクルセンター（廃棄物の選別等を行うことにより、資源化を進めるための施設をいう。以下同じ。）の用地選定に必要な事項の調査及び整理を行い、用地の比較評価を実施することを目的とします。

## 2 業務の内容及び概要

- (1) 業務名 ごみ処理広域化基本構想策定業務
- (2) 業務内容 別紙「ごみ処理広域化基本構想策定業務委託仕様書」のとおり  
※契約時における仕様書は、契約候補者として選定された応募者の企画提案内容に応じて変更することがあります。

## 3 予算額（上限額）

この業務に係る予算上限額は51,494,000円（令和8年度分20,590,000円、令和9年度分30,904,000円。消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

## 4 契約期間及び履行期間

令和8年5月中旬頃から令和10年3月31日まで（債務負担行為）

## 5 応募資格

このプロポーザルに参加しようとする応募者は、次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的かつ円滑に実施してください。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和6・7年度入札参加資格の認定を受けており、令和8・9年度入札参加資格申請を受理されていること。

なお、営業品目に「大分類：検査・分析・調査、小分類：環境関係調査又は地域計画調査」

が含まれていること。

- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から契約候補者の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (7) 過去10年の間に地方公共団体（組合を含む。）が発注した業務のうち、次のア及びイの業務を完了した実績があること。

ア 焼却施設（300 t/日以上）及びリサイクルセンターに係る基本構想又は基本計画策定業務  
※両施設の実績は同一契約によるものであることを要しない。

イ 焼却施設又はリサイクルセンターに係る用地選定業務（以下の条件を満たすこと。）

(ア) 法的な規制や既存資料等から、複数の候補地を比較評価していること。

- (8) 本契約に係る業務の履行に際し、配置技術者として自社の社員（令和8年3月3日時点で3か月以上の雇用関係があるもの）で以下の要件を満たす技術者を配置すること。

なお、主任技術者と照査技術者の兼任は認めない。

ア 主任技術者

業務の技術上の管理を行う主任技術者は、技術士法に定める技術士（衛生工学部門－選択科目（①廃棄物・資源循環②廃棄物管理③廃棄物管理計画又は廃棄物処理のいずれかを選択しているものに限る。）又は総合技術監理部門－選択科目（衛生工学一般及び①廃棄物・資源循環②廃棄物管理③廃棄物管理計画又は廃棄物処理のいずれかを選択しているものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けているもの）であること。

イ 照査技術者

成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者は、主任技術者に定める資格を有するものであること。

## 6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和8年3月 3日（火）
プロポーザル実施要領、仕様書の公表	令和8年3月 3日（火）
質問受付期間	令和8年3月 3日（火） ～令和8年3月16日（月）
質問書への回答	令和8年3月19日（木）まで随時回答
第一次審査提出書類受付期間	令和8年3月 3日（火） ～令和8年3月24日（火）必着

第一次審査	令和8年3月27日（金）予定
第一次審査結果の通知	令和8年3月31日（火）
第二次審査企画提案書受付期間	令和8年4月1日（水） ～令和8年4月16日（木）
第二次審査	令和8年4月24日（金）頃予定
第二次審査結果の通知	令和8年4月下旬予定
契約締結、業務開始	令和8年5月中旬予定

## 7 質問受付及び回答

本実施要領、別紙仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、質問内容を簡潔にまとめて質問書（様式3）に記入し、次の方法で提出してください。

質問受付期間	令和8年3月3日（火）～令和8年3月16日（月）
質問様式	別紙 質問書（様式3）
提出方法	電子メールで提出してください。 電子メール：gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp
質問回答	競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、本市ホームページ上に公開します。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問書」としてください。</li> <li>・定められた様式以外での質問は行わないでください。</li> <li>・電子メール以外での質問は行わないでください。</li> <li>・説明会は実施しません。</li> </ul>

## 8 応募の手続等

「5 応募資格」を全て満たす者で本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書及び企画提案書を提出してください。

### (1) 応募申請書について

ア 受付期間	令和8年3月3日（火）～令和8年3月24日（火）午後5時まで（必着）
イ 提出先	〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市環境部ごみ政策課施設整備室（担当：金井、廣嶋、阿久澤）
ウ 提出方法	持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）による
エ 応募申請書	別紙様式1部（別紙様式1-1）
オ 提出書類	
① 業務実績書	1部（別紙様式2-1） 実績確認書類を含む。
② 主任技術者経歴書	1部（別紙様式2-2）
照査技術者経歴書	1部（別紙様式2-3）
雇用関係確認書類、資格証明書、実績確認書類を含む。	
③ 誓約書	1部（別紙様式2-4）

(2) 企画提案書について

第一次審査の結果通知書により、第二次審査の知らせがあった応募者は、次のとおり書類を提出してください。

また、企画提案書の提出を辞退する場合は、第二次審査辞退届（様式1-3）を提出してください。（提出方法は下記と同じ。）

なお、企画提案書提出後の辞退はできません。

ア 受付期間 令和8年4月1日（水）～令和8年4月16日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先 〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号  
前橋市環境部ごみ政策課施設整備室（担当：金井、廣嶋、阿久澤）

ウ 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）による

エ 企画提案書

内容等については、「9 企画提案書の内容及び作成要領」を参照してください。

① 第二次審査企画提案書（表紙） 1部（別紙様式1-2）

② 第二次審査企画提案書 10部

※提案内容の様式は自由とします。ただし、サイズはA4版の両面印刷で作成し、全体としてA4版で15ページ以内としてください。やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をすること。ただし、提出書類一覧の他に、審査及び選考上、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

※企画提案書については、応募者の名称又はそれがわかるようなマーク等の使用はしないでください。

③ 見積書（内訳明細書を含む。） 各2部（様式任意）

(3) 提出書類の取扱い

ア 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、本市からの依頼又は合意がある場合を除き、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

イ 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

ウ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

エ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

オ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

## 9 企画提案書の内容及び作成要領

企画提案書の作成に当たっては、次に掲げる内容について提案してください。

### ① 実施方針、実施体制及び用地選定の体制について

本業務を行うに当たっての実施方針、実施体制（支援体制等）及び用地選定の体制を記載してください。

※用地選定作業は、5市町の区域を対象に候補地の抽出を行う必要があることから、当該作業に対応できる十分な体制を構築することにご留意ください。

### ② 実施工程について

仕様書を踏まえて、業務の実施工程を記載してください。

※なお、広域化に向けた事業主体を検討中であり、新組織を設立する場合には令和10年度から新組織に移行することを計画しています。

### ③ 特定テーマ

ア 広域化に伴うごみ処理施設の集約化により想定される課題及びリスクと、それを踏まえた解決策及び方針について

技術面、運用面、環境面、地域特性等の複数の視点から整理してください。

イ 焼却施設のエネルギー利活用を踏まえた広域ごみ処理の付加価値創出の考え方について  
需要側の活用可能性及び地域特性を踏まえ、実現性に留意した内容としてください。

ウ 広域化事業を実現するための自治体間及び住民合意形成の進め方並びに事業推進体制の設計について

事業の進捗段階を踏まえた、実務に活用可能な進め方及び体制を記載してください。

## 10 審査

提出された書類に基づき、第一次審査（書類審査）を行い評価点数の上位5者を選定し、審査結果を通知します。ただし、同点の場合は5者以上が第二次審査に進むものとします。

その後、企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング並びに価格点による第二次審査を実施し、その結果、最も優れた企画提案を提出した応募者を契約候補者として決定し、交渉を行います。

### (1) 第一次審査

選定審査委員会事務局において書類審査を行います。

期 日：令和8年3月27日（金）予定

審査項目：

#### ① 企業の評価及び配置予定技術者の評価

・企業の実績について 評価基準：類似業務の実績数（配点 6点）

※様式2-1 業務実績書により審査

・配置技術者の実績について 評価基準：類似業務の実績数（配点14点）

※様式2-2 主任技術者経歴書及び様式2-3 照査技術者経歴書により審査

結果通知：令和8年3月31日（火）

※応募者全てに電子メールにより結果を通知します。

### (2) 第二次審査

選定審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリング（審査項目①～③）を行います。

期 日：令和8年4月24日（金）頃予定

(ア) 時間及び場所は該当者に個別に通知します。

(イ) 参加人数：入室は3人までとします。

(ウ) 提案時間：1者ずつの呼び込みとし、説明20分以内、質疑15分とします。

審査項目：

① 実施方針、実施体制及び用地選定の体制 評価基準：合理性及び妥当性（配点15点）

② 実施工程 評価基準：合理性及び妥当性（配点10点）

③ 特定テーマ ア

評価基準：着眼点、課題認識及び解決方法並びに有効性（配点15点）

特定テーマ イ

評価基準：考え方、方針及び手法並びに有効性（配点10点）

特定テーマ ウ

評価基準：着眼点、課題認識及び解決方法並びに有効性（配点15点）

④ 価格点

見積価格 評価基準：予算上限額との差（配点15点）

結果通知：令和8年4月下旬予定

※第二次審査を受けた応募者全てに文書にて通知するとともに、本市ホームページにおいて公表します。

(3) 選定審査委員会

選定審査に当たっては、選定審査委員会を設置し、委員会が評価基準に基づいて、応募者から提出された企画提案書等の評価をした後、委員会の評価の結果及び意見を踏まえて、契約候補者を選定します。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽があった場合
- ③ 本業務の履行が困難だと認められる状況に至った場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 資格要件を欠く場合
- ⑥ 見積金額が、本要領3 予算額（上限額）に記載の予算上限額を超える場合
- ⑦ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- ⑧ 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく審議に支障を来す行為等により選定審査委員会委員長が失格であると認める場合

(5) 契約候補者の決定方法

- ① 提出された企画提案書等を審査し、第一次審査及び第二次審査の総合点が最も高い者を契約候補者として選定します。
- ② 契約候補者となるための最低基準点は、第一次審査及び第二次審査の総合点を50点とします。これ以上の点数を得た応募者の中から、契約候補者を選定します。
- ③ 応募者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

(6) その他留意事項

- ① 審査内容及び結果についての質問等は受け付けません。また、審査結果に関する異議申し立ては受け付けません。
- ② 応募者に関する実地調査  
選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が関係する事業等の実地調査を行うことがあります。
- ③ 選定審査委員との接触  
応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。

## 1 1 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は本市との交渉により決定します。
- (2) 契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 選定された契約候補者が、第一次審査提出書類の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合は、そのものについては契約を行わないことがあります。
- (4) 業務により作成された成果品に関する全ての権利は本市に帰属します。
- (5) 契約保証金 有り（別紙「契約保証金の納付について」を参照してください。）

## 1 2 添付資料等

- ① ごみ処理広域化基本構想策定業務委託仕様書
- ② 各様式
- ③ 契約保証金の納付について

## 1 3 提出先及び問合せ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町2丁目12番1号

前橋市環境部ごみ政策課施設整備室

担当 金井、廣嶋、阿久澤

電話番号 027-898-5846

FAX 027-223-8524

電子メール : gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp